

地熱資源国内探査資金出資細則

平成24年9月18日
2012年（地熱）業務細則第27号
最終改正 令和5年4月1日

（目的）

第1条 この細則は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構業務方法書（2004年（総企）業務規程第1号。以下「業務方法書」という。）第45条の定めに基づく出資業務を行うに当たり、当該業務の適切かつ効率的な遂行を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（出資金の用途）

第2条 機構の出資金の用途は、国内において経済性が見込まれる地熱資源を捕捉するための噴気試験等による探査（噴気試験（揚湯試験を含む。）及びそのための坑井掘削その他これらに付随する地質調査、地化学探査、物理探査及び環境調査等）及び管理に必要な資金とする。なお、機構が実施する地熱発電の資源量調査事業費助成金を用いて取得した資産に係る関連会社間の譲受費用及び本社費等は、出資金の用途には含まないこととする。

（出資の相手方）

第3条 機構の出資先となる者は、本邦において地熱の探査を行う本邦法人とし、その法人格は、株式会社又は一定の要件を満たす合同会社とする。

（対象となる事業）

第4条 出資の対象となる事業（以下「出資対象事業」という。原則、地熱発電所において発電実績がある方式により発電出力が1千kW以上の規模と想定される開発計画を有する事業に限る。）は、出資先となる者が、探査を行うために必要な許認可等を取得し又は確実に取得する見込みのある場合であって、第13条の定めに基づく出資基本契約により定められた地域及び期間の範囲において実施される地熱資源の探査事業とする。

（出資の限度額）

第5条 第2条に定める探査事業に必要な資金に対する出資の限度額は、出資先となる者の探査に必要な資金に充当される出資の額に100分の50以下を乗じた額とする。ただし、機構が単独で最大株主又は最大出資者とならない範囲で出資を行うものとする。

（出資の方法）

第6条 機構は、株式又は持分（以下「株式等」という。）の取得により出資を行うものとする。

（出資の手続）

第7条 出資に当たっては、機構の出資を希望する者から、出資申請書の他、地熱資源国内探査資金出資及び地熱資源開発資金債務保証業務要領（2012年（地熱）業務要領第53号。以下「業務要領」という。）に規定する必要書類を提出させるものとする。

(審査手続)

第8条 採択審査に当たっては、迅速を旨とし、申請書を受領してから採択の可否を決定するまでの審査期間(ただし、国との協議に要した期間を除く。)を、前条の書類をすべて受領した日より起算し、原則4週間以内とする。

(出資の審査)

第9条 機構は、出資対象事業の採択に際しては、地熱資源探査資金出資等審査基準(2012年(評価)業務通達第65号)及び本細則に定めるところに従い、技術面、経済性等について厳正な評価を行うものとする。また、出資及び債務保証に係るHSE審査基準(地熱)(2018年(評価)業務通達第98号)に定めるところに従い、汚染対策、自然環境保全・社会環境への配慮等に関する評価を行うものとする。

(採択の可否及び条件の通知)

- 第10条 出資の採択は、出資の申請に基づき、機構がその可否につき決定する。
- 2 出資については、機構が厳正な審査を実施し、国のエネルギー政策との整合性につき経済産業大臣と協議を行い、経済産業大臣の同意を得た上で、出資対象事業としての採択の可否を決定するものとする。
 - 3 機構は、出資の申請を行った者に対して、採択の可否及び条件等を示した出資条件通知書(以下「通知書」という。)を送付するものとする。
 - 4 機構は、出資対象事業に関し、出資を受ける者が探査を行うために必要な許認可等の取得を完了していない場合等審査の前提となる事項が確定していない場合は、これらが充足されることを条件として採択するものとし、前項の通知書にその旨を記載するものとする。
 - 5 機構は、不採択の通知書に、その理由を付すものとする。
 - 6 申請を行った者が前項の通知書を受領した後、不採択理由を是正し再申請した場合、機構は1回に限り再審査を行うことができるものとする。

(出資金の管理)

第11条 出資金の管理は、次の各号に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 出資金の使途
- (2) 出資基本契約条件の履行状況
- (3) 出資先の経営状態

(出資対象事業の年間事業計画)

- 第12条 機構は、出資先に対し、出資対象事業の各事業年度の事業計画及び資金計画(以下「年間事業計画」という。)について、原則として当該事業年度の開始までに、機構の承認を受けるよう求める。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。
- (1) 出資先となる者が探査を行うために必要な許認可等の取得を完了していない場合、その他やむを得ない理由により、事業年度の開始までに機構の承認を受けることが困難と見込まれる場合は、その旨の報告を求め、年間事業計画を策定次第、速やかに、機構の承認を受けるよう求めるものとする。
 - (2) 機構が当該承認の必要がないと認める場合は、報告に代えることができるものとする。

る。

- 2 機構は、前項の承認を行うに当たっては、事前に出資先より承認すべき内容についての書面を受領し、出資対象事業の実績及び今後の見通しを踏まえ、地熱資源探査資金出資対象事業に係る管理審査基準（2013年（評価）業務通達第80号）に基づき審査を行うものとする。
- 3 経済性を満たす見込みがなくなったと判断される出資対象事業については、機構は既に受領済みの年間事業計画の実施に要する資金に関するものを除いて追加の出資は行わず、保有していた株式等は適切に処分するものとする。
- 4 年間事業計画に重要な変更が見込まれる場合、機構は、出資先に対し、速やかに機構の承認を受けるよう求め、又は報告させるものとする。この場合において、機構の承認手続きは、第2項の規定を準用する。
- 5 第1項の定めにかかわらず、第20条に定める事業の終結を承認済みの場合には、機構は、年間事業計画の承認又は報告を求めないものとする。
- 6 第1項に定める年間事業計画又は第4項に定める年間事業計画の重要な変更の承認については、機構が第14条第1項第8号に定める開発移行を承認しており、かつ、機構が出資先に対して新たな出資を行わない場合には、機構はその判断により、承認に代えて報告とすることができるものとする。
- 7 前各項の定めにかかわらず、事業費の増大、蒸気量の大幅な減衰等により出資対象事業の経済性の大幅な悪化が見込まれる場合、機構は出資先に対して適切な対策を講じることを求めるものとする。

（出資基本契約）

第13条 機構は、出資の実行に先立ち、出資先となる者との間で、次の各号に定める事項を含む出資基本契約を締結するものとする。

- （1）事業実施の地域及び期間
- （2）第12条の定めに基づく承認又は報告、第14条の定めに基づく承認又は報告、第15条の定めに基づく報告
- （3）出資の対象が合同会社である場合には、業務要領に規定する合同会社の要件
- （4）その他機構が必要と認める事項

2 機構は、前項の基本契約の締結に当たって、第10条第4項に定める採択の条件が付されている場合には、これが満たされていることを確認するものとする。

（事前承認事項）

第14条 機構は、出資先に対し、次の各号に定める事項につき機構の事前承認を受けるよう求めるものとする。ただし、機構がその必要がないと認める場合は、報告に代えることができるものとする。

- （1）定款の変更（変更の都度）
- （2）資本金の増減、資金の借入れ、社債の発行、その他財政上の重要事項
- （3）決算及び剰余金の処分
- （4）販売上の重要事項
- （5）株主構成の重要な変動
- （6）噴気試験の実施計画等
- （7）環境アセスメントの実施計画等

(8) 開発移行

(9) その他、機構が重要と判断する事項

- 2 機構は、前項各号の承認を行うに当たっては、事前に出資先より承認すべき内容についての書面を受領し、当該出資対象事業の実績及び今後の見通しを踏まえ、判断するものとする。
- 3 前項において、第1項第5号から第9号までの承認を行うに当たっては、第12条第2項の規定を準用する。

(報告事項)

第15条 機構は、出資先に対し、出資対象事業の進捗状況等を把握するため、次の各号に定める事項について報告を求めるものとする。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 決算及び剰余金の処分に関する書類（取締役会決議前まで）
- (3) 資金繰り予定表及び実績表（原則、翌月20日まで）
- (4) 出資者及び出資残高（発生の都度）
- (5) 探査・開発作業月報又は生産月報（原則、翌月20日まで）
- (6) 作業管理工程表・生産管理工程表等の開発や操業の状況が分かるもの（原則、四半期毎）
- (7) その他機構が指示する事項

(監査)

第16条 機構は、必要に応じて出資先の財産、書類、帳簿等を調査し、その実情を把握するものとする。

- 2 機構は、必要に応じて実地調査を行うものとする。

(出資対象事業の経済性評価)

第17条 機構は、機構財務の健全性を確保するとともに、出資対象事業の適正な管理を行うため、すべての出資対象事業の経済性評価を年1回行うものとする。

(出資対象事業の経済性評価の方法)

第18条 出資対象事業の経済性評価に当たっては、各出資対象事業の進捗状況、採択時及び前回評価時との変化について分析を行うとともに、各出資対象事業につき同一条件での長期資金収支見通しを作成することにより横断的な比較分析を行うものとする。

- 2 前項の比較分析を行うに当たり、出資と同時に債務保証が行われている事業の比較分析については、事業に係る同一のデータに基づき、出資及び債務保証のそれぞれについて比較分析を行うものとする。

(出資対象事業の経済性評価結果)

第19条 第17条の経済性評価の結果に基づき、各出資対象事業の財務的達成度を評価し、機構財務への影響を検討するとともに、各出資対象事業を次のAからCの3ランクに分類し、分類結果を踏まえて出資対象事業の適切な管理を実施するものとする。

A：一定の利益が見込まれる成功事業

B：成功・不成功が判明する以前の事業

C：損失が見込まれるため、抜本的見直しが必要な事業

- 2 経済性評価の結果、Cランクに分類された出資対象事業については、経済性の回復の見込みの検討を行い、翌事業年度の年間事業計画に反映させるものとする。

(出資先の申請による事業の終結)

第20条 機構は、出資先が出資対象事業に関する権利を放棄、譲渡又は売却することにより当該出資対象事業を終結しようとする場合は、機構の事前承認を受けるよう求めるものとする。

- 2 機構が前項の承認を行うに当たっては、次の各号に定める事項を勘案し、総合的に審査を行うものとする。

- (1) 出資対象事業の実績、これを踏まえた地質的有望性及び地熱資源量評価、その他技術的な評価
- (2) 許認可の付与等に際して義務付けられた事項の履行状況
- (3) 第1号の技術的な評価を踏まえて検討する出資対象事業の経済性
- (4) 株式等及び資産の売却のための取組の状況及び今後の見込み

(機構による株式等の処分)

第21条 機構が、その所有する株式等（新株引受権を含む。次項において同じ。）を処分する際には、業務方法書第49条第2項に定める手続に従うほか、出資先と協議するものとする。

- 2 機構は、出資先が第14条第1項第8号に定められる開発移行の承認等により、機構保有株式等の評価を合理的に行うことが可能となった場合において、次の各号のいずれかに該当するときには、国のエネルギー政策との整合性を確保しつつ、原則として当該株式等を売却するものとする。

- (1) 出資先に出資する本邦法人（機構を除く。）が売却を求めるとき。
- (2) 機構が、機構の保有株式等を売却することが必要であると判断するとき。

- 3 株式等売却の際の売却価格を含む売却条件については、外部の有識者から構成される委員会の答申に基づき決定する。

- 4 第1項の規定にかかわらず、出資基本契約において出資先による機構保有株式等の買戻しが規定されている場合は、当該出資契約の規定に従うものとする。

第22条 この細則に定めるもののほか、出資業務に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この業務細則は、平成24年9月18日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成25年8月19日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成30年11月2日から施行する。

附 則

この業務細則は、令和4年11月14日から施行する。

附 則

この業務細則は、令和5年4月1日から施行する。